

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	7
(3) ピアサポートの専門性の評価	10
(4) 感染症や災害への対応力の強化	11
(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	12
(6) 医療連携体制加算の見直し	12
(7) 障害者虐待防止の更なる推進	14
(8) 身体拘束等の適正化	14
(9) 人員基準における両立支援への配慮等	16
(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し	17
(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し	18
(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用	19
(13) 地域区分の見直し	21
(14) 補足給付の基準費用額の見直し	21
(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	21
(16) 送迎加算の取扱い	21

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護	22
(2) 重度訪問介護	23
(3) 同行援護	23
(4) 行動援護	24
(5) 重度障害者等包括支援	24

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護	25
(2) 生活介護	25
(3) 短期入所	28

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

① ~~緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】~~

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《~~地域生活支援拠点等に係る加算【新設】~~》

~~居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援~~

~~+50単位／回※地域生活支援拠点等の場合~~

~~自立生活援助、地域定着支援~~

~~+50単位／日※地域生活支援拠点等の場合~~

~~※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。~~

② 緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の受け入れに限らず加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

100単位／日

※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。

※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

~~(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進~~

~~精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する。~~

① ~~夜間の緊急対応・電話相談の評価【自立生活援助】~~

- ~~業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。~~

《~~緊急時支援加算【新設】~~》

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(13) 地域区分の見直し【全サービス】

- 地域区分について、平成30年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、特例を適用できるものとする。

なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和5年度末まで必要な経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙8）参照

(14) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

＜補足給付に係る基準費用額の見直し＞

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	53,500円	→	54,000円

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算）】

- 令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

(16) 送迎加算の取扱い【就労継続支援A型、放課後等デイサービス】

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算について

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位／日

※ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7単位／日

（二）支援を行った場合 180単位／日

※ （二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位／日

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

- ③ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ④ 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- ⑤ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑧ ~~食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）~~

(3) 短期入所

① 基本報酬の見直し（一部再掲）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）

- ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者

- イ 障害児

- ・ 重症心身障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。

[見直し後]

- 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）

- ア 18歳以上の利用者

- ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者
- ・ 重症心身障害者
- ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
- ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者

- イ 障害児

- ・ 重症心身障害児
- ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

- 医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）若しくは（Ⅵ）

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定

める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

《特別重度支援加算の見直し》

[現 行]

イ 特別重度支援加算（Ⅰ）	388単位／日 （運動機能が座位までであって、判定スコアを合算し10点以上）
ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）	120単位／日

[見直し後]

イ 特別重度支援加算（Ⅰ）	610単位／日 （判定スコアを合算し25点以上）
ロ 特別重度支援加算（Ⅱ）	297単位／日 （判定スコアを合算し10点以上）
ハ 特別重度支援加算（Ⅲ）	120単位／日

※ 判定スコア

- (1) レスプレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8
6回／日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 10
- (8) 経口摂取（全介助） = 3
- (9) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3回／日以上） = 3
- (13) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 10
- (14) 定期導尿（3回／日以上） = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換（6回／日以上） = 3

④ 医療型短期入所における日中活動支援の充実

- ・ 医療型短期入所について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要とされている場合であって、発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動支援を実施していることを評価するための加算を創設する。

《日中活動支援加算【新設】》

200単位／日

- (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

- ⑤ 地域生活支援拠点等の緊急時のための受入機能の強化（再掲）
- ⑥ 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- ⑦ 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- ⑧ 身体拘束等の適正化（再掲）
- ⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- ⑩ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）
- ⑪ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（再掲）

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理の充実

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

《口腔衛生管理体制加算【新設】》

30単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

《口腔衛生管理加算【新設】》

90単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知

(二) 区分 5	820 単位	(二) 区分 5	824 単位
(三) 区分 4	562 単位	(三) 区分 4	578 単位
(四) 区分 3	496 単位	(四) 区分 3	507 単位
(五) 区分 2 以下	453 単位	(五) 区分 2 以下	464 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	1,052 単位	(一) 区分 6	1,055 単位
(二) 区分 5	785 単位	(二) 区分 5	789 単位
(三) 区分 4	543 単位	(三) 区分 4	554 単位
(四) 区分 3	487 単位	(四) 区分 3	498 単位
(五) 区分 2 以下	439 単位	(五) 区分 2 以下	450 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分 6	1,039 単位	(一) 区分 6	1,038 単位
(二) 区分 5	774 単位	(二) 区分 5	773 単位
(三) 区分 4	541 単位	(三) 区分 4	540 単位
(四) 区分 3	484 単位	(四) 区分 3	483 単位
(五) 区分 2 以下	434 単位	(五) 区分 2 以下	433 単位
ロ 共生型生活介護サービス費		ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	693 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	698 単位
(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	859 単位
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	693 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	698 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	859 単位
第 3 短期入所		第 3 短期入所	

短期入所サービス費（１日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

(一) 区分 6	903 単位
(二) 区分 5	767 単位
(三) 区分 4	634 単位
(四) 区分 3	570 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	498 単位

(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

(一) 区分 6	589 単位
(二) 区分 5	516 単位
(三) 区分 4	311 単位
(四) 区分 3	235 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	169 単位

(3) 福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）

(一) 区分 3	767 単位
(二) 区分 2	602 単位
(三) 区分 1	498 単位

(4) 福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）

(一) 区分 3	516 単位
(二) 区分 2	273 単位
(三) 区分 1	169 単位

(5) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

(一) 区分 6	1,104 単位
----------	----------

短期入所サービス費（１日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

(一) 区分 6	902 単位
(二) 区分 5	766 単位
(三) 区分 4	633 単位
(四) 区分 3	569 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	497 単位

(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

(一) 区分 6	588 単位
(二) 区分 5	515 単位
(三) 区分 4	310 単位
(四) 区分 3	234 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	168 単位

(3) 福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）

(一) 区分 3	766 単位
(二) 区分 2	601 単位
(三) 区分 1	497 単位

(4) 福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）

(一) 区分 3	515 単位
(二) 区分 2	272 単位
(三) 区分 1	168 単位

(5) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

(一) 区分 6	1,103 単位
----------	----------

(二) 区分 5	969 単位	(二) 区分 5	968 単位
(三) 区分 4	835 単位	(三) 区分 4	834 単位
(四) 区分 3	772 単位	(四) 区分 3	771 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	700 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	699 単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	791 単位	(一) 区分 6	790 単位
(二) 区分 5	719 単位	(二) 区分 5	718 単位
(三) 区分 4	513 単位	(三) 区分 4	512 単位
(四) 区分 3	438 単位	(四) 区分 3	437 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	370 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	369 単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	969 単位	(一) 区分 3	968 単位
(二) 区分 2	804 単位	(二) 区分 2	803 単位
(三) 区分 1	700 単位	(三) 区分 1	699 単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	719 単位	(一) 区分 3	718 単位
(二) 区分 2	475 単位	(二) 区分 2	474 単位
(三) 区分 1	370 単位	(三) 区分 1	369 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	3,010 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,907 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,762 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,703 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,747 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,690 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,835 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,785 単位

(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,636 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,571 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,646 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,588 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,070 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,027 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,943 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,893 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,266 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,217 単位
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	767 単位	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	766 単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	235 単位	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	234 単位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	965 単位	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	964 単位
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	436 単位	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	435 単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	767 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	766 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	235 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	234 単位
《施設系・居住支援系サービス》		《施設系・居住支援系サービス》	
第1 施設入所支援		第1 施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	459 単位	(1) 区分6	458 単位
(2) 区分5	387 単位	(2) 区分5	386 単位
(3) 区分4	312 単位	(3) 区分4	311 単位
(4) 区分3	236 単位	(4) 区分3	235 単位
(5) 区分2以下	171 単位	(5) 区分2以下	170 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	